

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

少子化は、“静かな有事”とも言われ、経済成長の鈍化や社会保障に係る負担の増大、社会の活力低下など、我が国の将来の存立基盤を揺るがす極めて重大な問題です。

この問題が世間一般に認識されるようになったのは、平成2年のいわゆる“1.57ショック”からであり、これを契機に、国においては、平成6年の「エンゼルプラン」を皮切りとして、少子化対策に関する具体的な計画を策定し、関係省庁が連携した取組みを進めてきました。

しかしながら、全国的な少子化の傾向には歯止めがかからず、国では、社会全体が一体となった総合的な取組みを進める観点から、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月16日法律第120号。以下「次世代法」という。）を制定し、地方公共団体や企業に対し、平成17年から平成26年までの10年間における次世代育成に係る行動計画の策定を求めるとしました。

県においても、次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、「愛媛県地域子育て支援計画（平成9年）」や「えひめ子どもプラン（平成14年）」を策定し、各種の取組みを進めてきましたが、次世代法に基づき、平成17年3月、「えひめ・未来・子育てプラン」（愛媛県次世代育成支援行動計画〈前期計画〉）を策定し、集中的・計画的な取組みを進めてきました。

こうした取組みにより、本県の合計特殊出生率の低下傾向には、やや改善が見られるようになったものの、平成20年の出生率は1.40と、“1.57ショック”の水準にすら遠く及んでいないのが現状であり、晩婚化・未婚化や夫婦出生力の低下等の状況から見て、出生数は今後も低下していくものと考えられています。

本計画は、こうした憂慮すべき事態を踏まえ、本県における少子化の流れを是正し、県民が安心して子どもを産むことができ、また、生まれた子どもたちが明るく健やかに育ち、活力あふれる未来の愛媛を創りあげていけるよう、次世代法に基づく10年間における前期計画である「えひめ・未来・子育てプラン」を改定し、後半5年間の次世代育成に向けた基本となる行動計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、次世代法第9条第1項に基づき、本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画であるとともに、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年7月1日法律第129号）第12条に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画の性格も併せ持つものです。
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画の一部は、本県における保育所保育指針（平成20年3月28日付け雇児発第0328001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等を踏まえた保育所保育の質の向上のためのアクションプログラム及び幼稚園教育要領（平成20年3月28日付け文部科学省告示第26号）等を踏まえた幼児教育の振興に関する政策プログラムでもあります。
- (4) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」締約国の自治体として、又「児童憲章（昭和26年5月5日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭において作成した計画です。

3 計画の期間

本計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とした〈前期計画〉に引き続き、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。

なお、本計画策定後は、社会経済動向や県民ニーズなどを注視し、必要に応じて計画の見直しを柔軟に行っていくこととしています。

